

土壤汚染対策法に基づく認定調査について

平成29年 2月22日

環境省 水・大気環境局 土壤環境課

認定調査の仕組み

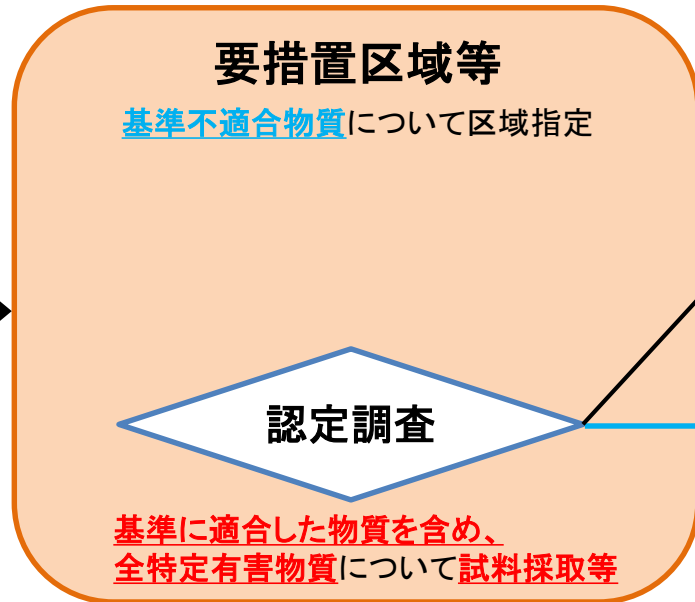
- 土壤汚染対策法に基づき指定された区域外に搬出する土壌は汚染土壌処理施設に搬出するのが原則であるが、区域内の土壌であっても、認定調査を行い、全特定有害物質について基準適合が確認できれば、健全土壌として取り扱うことができる。
- 土壤汚染状況調査の地歴調査で、全特定有害物質について汚染のおそれがないと認められた土地等は、土壌搬出に制約がない。また、区域指定対象物質について汚染の除去を行い、区域指定対象物質について基準適合が認められた土地は、区域指定が解除され、土壌搬出に制約がない。他方、区域指定された土地で認定調査を行う場合は、区域指定対象物質だけでなく、全特定有害物質について試料採取等により基準適合を確認しなければ、土壌を搬出することができない。

土壤汚染状況調査

地歴調査で汚染のおそれがある物質について試料採取等(※)

全特定有害物質について汚染のおそれなし又は基準適合

基準不適合



区域指定対象物質について措置、基準適合

汚染の除去

基準不適合

汚染土壌処理施設

浄化済

健全土壌

全特定有害物質について基準適合

基準に適合した物質を含め、
全特定有害物質について試料採取等

※法第3条と法第4条の調査では、地歴調査の結果、汚染のおそれがある全ての特定有害物質の種類について試料採取等を求めている一方、法第5条の調査では「都道府県知事が調査を命じた物質」、法第14条の調査では「土地の所有者等が申請に係る調査の対象とした物質」について試料採取等を行えば良いこととされている。

国家戦略特区における認定調査の特例措置

- 自然由来特例区域が土壌の汚染状態が専ら自然に由来すると認められた土地であることに鑑み、**国家戦略特区において、自然由来特例区域における認定調査の調査項目を区域指定対象物質に限定するもの。**
- 平成28年4月より、国家戦略特区のうち、東京都全域と大阪府全域に適用されている。

※国家戦略特区(平成28年10月18日時点):東京圏(東京都、神奈川県、千葉県千葉市・成田市)、関西圏(京都府、大阪府、兵庫県)、秋田県仙北市、宮城県仙台市、新潟県新潟市、愛知県、兵庫県養父市、広島県、愛媛県今治市、福岡県北九州市・福岡市、沖縄県

〈国家戦略特区における特例措置の概要〉

- 自然由来特例区域で認定調査を行う場合の**調査対象項目は区域指定対象物質**とする(区域指定後に埋め戻し土・盛土として搬入された土壌(浄化等済土壌及び認定土壌を用いた盛土・埋め戻し土を除く。)は除く)。
- 認定調査時地歴調査において、自然由来特例区域に指定された後、特定有害物質による**新たな汚染のおそれ**が**確認された場合は、当該特定有害物質も調査対象**とする。
- 区域指定後に掘削対象地に搬入された**埋め戻し土・盛土**(浄化等済土壌及び認定土壌を用いた盛土・埋め戻し土を除く。)については、**現行通り、汚染のおそれに応じて全ての特定有害物質^(※)の調査を行うものとする。**

※ 第三種特定有害物質(PCB以外)の農薬については、地歴調査により、農薬等の使用がないことが確認できた場合は除く。

〈特例措置を活用した事例〉※いずれも大阪府の事例。

	認定調査の実施時期	調査方法	認定調査対象物質(区域指定対象物質と同一)	認定調査実施土量	認定土量
事例1	平成28年6月	掘削前調査	砒素、ふっ素	4,658m ³	2,780m ³
事例2	平成28年9月	掘削前調査	セレン、鉛、砒素、ふっ素、ほう素	2,726m ³	2,334m ³

中央環境審議会「今後の土壤汚染対策の在り方について(第一次答申)」抜粋

2 要措置区域等における対策及び汚染土壤処理施設における処理

(2)要措置区域等における土地の形質の変更の施行方法及び搬出時の認定調査等

③認定調査の合理化

要措置区域等内の土壤を搬出する場合に、認定調査により基準適合が確認できれば、汚染土壤処理施設における処理を不要とし、健全土として扱うことが可能となるが、区域指定対象物質だけでなく全ての特定有害物質について試料採取・測定を求めていることから、費用負担が大きい等の課題があり、あまり活用されていない。

また、自治体アンケートによれば、認定調査時に区域指定対象物質以外の物質について基準不適合が判明した事例はほとんどない。

なお、国家戦略特別区域法に基づく特区においては、土壤の汚染状態が専ら自然に由来すると認められた土地である自然由来特例区域について、認定調査の調査項目を区域指定対象物質に限定する特例が定められており、現在までに当該特例を活用した事例が2件ある。

これらを踏まえ、土壤汚染状況調査の地歴調査において全ての特定有害物質について汚染のおそれの有無を確認して指定された区域に限り、認定調査を実施する際の試料採取等対象物質を、原則として区域指定に係る特定有害物質に限定すべきである。ただし、以下の特定有害物質については、試料採取等の対象とすべきである。

- ア 認定調査時地歴調査により、区域指定後に新たな汚染のおそれが確認された場合又は搬入土壤が埋め戻された場所である場合における、当該汚染のおそれが確認等された特定有害物質
- イ 土壤汚染状況調査において、土壤ガスが検出されず、深度方向の試料採取等を行わなかった特定有害物質について、周辺の区画で汚染があり、深い深度を掘削する場合における当該特定有害物質
- ウ 土壤汚染状況調査において、分解生成物について試料採取等を行わなかった場合における、当該分解生成物